

## コンプライアンス規程

### 第1条（本規程について）

一般社団法人BLP-Network（以下「BLP」）のスタッフ、社員及び役職員は、BLPの活動におけるコンプライアンス施策については、本規程に沿って対応する。

### 第2条（コンプライアンス）

社員及び役職員は、BLPが企業法務に携わる弁護士を始めとしたプロフェッショナルをつなげ、その知見を結集することを目的とすることに鑑み、その活動においては、コンプライアンスを最優先し、コンプライアンス意識を常に高く持ちつづけるものとする。

### 第3条（コンプライアンス担当組織）

- 1 コンプライアンス担当組織は、理事会とする。
- 2 代表理事は、一会計年度に一回以上、理事会において、BLPのコンプライアンス施策の実施状況（コンプライアンス施策にかかる検討状況を含む。以下も同様。）について報告しなければならない。
- 3 前項に基づく報告をするにあたって、外部の専門家の意見を聴取するものとする。
- 4 監事は、前項にかかる理事会において、意見を述べなければならない。
- 5 理事及び監事は、いつでも、コンプライアンス施策に関する事項を理事会の目的事項とすることができる。

### 第4条（重大な法令違反）

重大な法令違反が認められた場合、クライシスマネジメント規程に基づいて対応する。

### 第5条（コンプライアンス教育）

BLPは、社員及び役職員に対してコンプライアンスに関する研修を定期的に行うものとする。

### 第6条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。